

別紙 1

【施設整備事業計画に関する理事会審議事項例】

議案第 号 施設整備事業計画について

事務局： 施設の運営方針等は、・・・である。

(1) 今回の施設整備事業計画（必要性、緊急性等）は、・・・であり、本計画についての市町村との事前協議等は、・・・となっている。
施設整備事業計画は、次のとおりである。

(2) 施設の内容、規模

- ・建設場所は、・・・。
- ・周辺環境（地域住民の同意の状況）は、・・・。
- ・建設用地に係る他法令との関係は、・・・。
- ・規模は、・・・。
- ・構造は、・・・。
- ・関係法令との整合性は、・・・。
- ・入所（利用）者の処遇の充実は、・・・。
- ・予定工期は、・・・。

(3) 資金計画

- ①総事業費 〇〇〇千円
- ②国、道、市町村等補助 〇〇〇千円
- ③福祉医療機構借入金 〇〇〇千円
- ④当初自己資金 〇〇〇千円
- ⑤寄付金 〇〇〇千円

⑥資金借入れに対する担保物件

ア 土地 筆（評価額 千円）

イ 建物 棟（評価額 千円）

⑦資金借入れに対する追加担保は、・・・。

⑧償還の方法と額は、・・・。

⑨借入金に伴う連帯保証は、・・・。

⑩償還についての理事の責任は、・・・。

(4) 補正予算及び繰越金取崩しに係る事前協議は、・・・。

(5) 国庫補助申請等の手続等のスケジュール（協議、内示、申請、決定）は、・・・となっている。

以上のことについて審議願います。

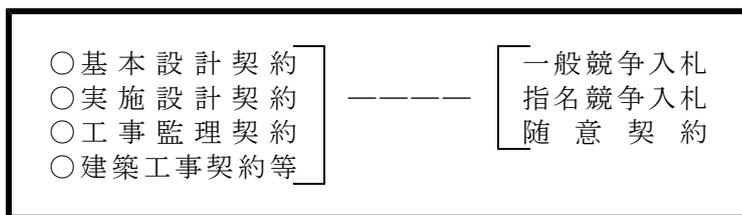
〇以下、質問、意見、答弁等についての審議経過が明確となるよう議事録に明記すること。

議長： 事務局から提案のあった〇〇〇（項目ごと）について賛否をうかがう。理事総数〇名のうち賛成者〇名、反対者（〇〇理事、〇〇理事）の〇名、よって、定款第〇条に定める2分の1以上の賛成であり、事務局提案のとおり（一部修正）決定する。

〇各項目ごとに議決を行うこと。

(※ 建設委員会を設置する場合は、入札方法、業者選定等あらかじめ権限及び範囲を定め権限の委任を行い明確にした上で審議し、理事会に報告する。)

【建設工事契約に関する理事会審議事項例】



※ それぞれの意思決定を行う段階で理事会等審議が必要。

また、理事会で承認された内容に変更が生じた場合、再度、理事会等の審議が必要。

【一般競争入札】

議案第 号 事業に係る入札について

議長： ○○理事については、本工事契約の締結に関しては、利益相反行為となるので定款第○条の規定に基づき、この件の審議の間、退席願いたい。

事務局： 施設整備事業に伴う入札方法等について、次のように提案します。
まず、入札方法ですが、北海道の公共工事に準じた扱いをするよう指導がありますので、経理規程に基づき一般競争入札とし、入札に係る具体的手順は、道が作成した「建設工事手続マニュアル」に従って執り行いたい。

入札予定日は平成○年○月○日としたい。

公告方法は定款に定める○○新聞により公告することとし、公告の時期は入札予定日の○○日前の平成○年○月○日としたい。

公告する事項は、次のとおりとしたい。

- ①工事名は、
- ②入札参加資格は、
- ③説明会等の場所、日時は、
- ④入札執行場所、日時は、
- ⑤入札保証金に関する事項は、
- ⑥郵便による入札の可否は、
- ⑦契約書作成の要否は、
- ⑧契約の締結に際し理事会の議決は、
- ⑨無資格者のした入札等は、
- ⑩その他入札に関し必要と認める事項は、

以上の手続により一般競争入札を実施したい。

次に入札予定価格（最低制限価格）ですが、これについては、○○○の積算等を基にして、○○○○千円としたい。

次に入札の執行についてですが、当日の立会者を○○理事、○○評議員、○○監事とし、○○総合振興局(振興局)（又は地元自治体）職員の立会いの協力も求めたい。

入札場所は、入札の公明性に配慮し、○○町役場の会議室で実施し、公開としたい。

なお、入札執行に関する予定について、別添により総合振興局(振興局)に届け出する。

以上のことについて審議願いたい。

○以下、質問、意見、答弁等についての審議経過が明確となるよう議事録に明記すること。

議長： 事務局から提案のあった〇〇〇（項目ごと）について賛否をうかがう。
理事総数〇名のうち賛成者〇名、反対者（〇〇理事、〇〇理事）の〇名、
よって、定款第〇条に定める2分の1以上の賛成であり、事務局提案のと
おり（一部修正）決定する。

〇各項目ごとに議決を行うこと。

- (※ 1 建設委員会を設置する場合は、入札方法、業者選定等あらかじめ権限及び範囲
を定め権限の委任を行い明確にした上で審議し、理事会に報告する。
2 国庫及び道費補助金の額（複数年度にまたがる継続事業の場合はその総額）が
1億円を超える事業の場合には、入札に際し、必ず総合振興局(振興局)職員の立
ち会いを求めること。
3 総合評価方式を採用する場合は、その理由、審査委員会の設置及び役割、委員
(候補者)の選定等について、あらかじめ審議すること。
また、公告する事項に「総合評価方式による一般競争入札で行うこと」、「技術
提案を求めること」、「落札者決定基準の内容」を加えること。)

【指名競争入札】

議案第 号 事業に係る入札について

議長： ○○理事については、本工事契約の締結に関しては、利益相反行為となるので定款第○条の規定に基づき、この件の審議の間、退席願いたい。

事務局： 施設整備事業に伴う入札方法等について、次のように提案する。
まず、入札方法ですが、北海道の公共工事に準じた扱いとするよう指導がありますので、本来、一般競争入札とする必要があるところですが、本事業に関しては の理由により指名競争入札としたい。入札に係る具体的手順は、道が作成した「建設工事手続マニュアル」にしたがって執り行いたい。

指名競争入札は、次のとおりとしたい。

- ①工事名は、
- ②指名業者数は、○○社としたい。
- ③指名候補者の資格、選定理由は、
(市町村等との連携及び会社案内、実績、経歴等を取り寄せた業者のうちから選定した理由並びに北海道に登録されている状況など含む。)
- ④説明会の場所、日時（業者への周知）は、
- ⑤入札執行場所、日時（業者への周知）は、
- ⑥入札保証金に関する事項は、
- ⑦郵便による入札の可否は、
- ⑧契約書作成の要否は、
- ⑨契約の締結に際し理事会の議決は、
- ⑩無資格者のした入札等は、
- ⑪その他入札に関し必要と認める事項は、

以上により指名競争入札を実施したい。

次に入札予定価格（最低制限価格等）ですが、これについては、○○○の積算等を基にして、○○○○千円としたい。

次に入札の執行についてですが、当日の立会者を○○理事、○○評議員、○○監事とし、○○総合振興局(振興局)（又は地元自治体）職員の立会の協力も求めたい。

入札場所は、入札の公明性に配慮し、○○町役場の会議室で実施し、公開としたい。

なお、入札に関する予定について、別添により総合振興局(振興局)に届け出いたします。

以上のことについて審議願いたい。

○以下、質問、意見、答弁等についての審議経過が明確となるよう議事録に明記すること。

議長： 事務局から提案のあった○○○（項目ごと）について賛否をうかがう。理事総数○名のうち賛成者○名、反対者（○○理事、○○理事）の○名、よって、定款第○条に定める2分の1以上の賛成であり、事務局提案のとおり（一部修正）決定する。

○各項目ごとに議決を行うこと。

- (※ 1 建設委員会を設置する場合は、入札方法、業者選定等あらかじめ権限及び範囲を定め権限の委任を行い明確にした上で審議し、理事会に報告する。
- 2 国庫及び道費補助金の額（複数年度にまたがる継続事業の場合はその総額）が1億円を超える事業の場合には、入札に際し、必ず総合振興局(振興局)職員の立ち会いを求めること。)

別紙 4

【随意契約】

議案第 号 事業について

議 長： ○○理事については、本工事契約の締結に関しては、利益相反行為となるので定款第○条の規定に基づき、この件の審議の間、退席願いたい。

事務局： ○○○○事業については、.により、施設整備を行いたい。
契約方法については、経理規程などに基づく一般競争入札又は指名競争入札とすべきところであるが、(随意契約とする理由)により随意契約としたい。

なお、道の「建設工事手続マニュアル」に基づき、2者以上の業者から見積書を徴し、その中の最低価格のものと契約することとしたい。

また、予定価格(最低制限価格)ですが、これについては、○○○の積算等を基にして、○○○○千円としたい。業者の選定については、実績と利便性及び予算等を考慮して次の○社としたい。

1. ○○○○○○社
2. ○○○○○○社
- ・
- ・
- ・

以上のことについて審議願います。

○以下、質問、意見、答弁等についての審議経過が明確となるよう議事録に明記すること。

議 長： 事務局から提案のあった○○○(項目ごと)について賛否をうかがう。理事総数○名のうち賛成者○名、反対者(○○理事、○○理事)の○名、よって、定款第○条に定める2分の1以上の賛成であり、事務局提案のとおり(一部修正)決定する。

○各項目ごとに議決を行うこと。

(※ 建設委員会を設置する場合は、入札方法、業者選定等あらかじめ権限及び範囲を定め権限の委任を行い明確にした上で審議し、理事会に報告する。)

別紙 5

【入札結果（共通）】

事務局： 一般競争入札（指名競争入札）は、〇〇町役場〇〇会議室に於いて、〇月〇日、午後〇時から実施し、〇〇理事、〇〇評議員、〇〇監事、総合振興局（振興局）（又は地元自治体）職員〇〇の立会いの下に、〇〇者が入札に参加し、入札結果は別紙のとおりであった。

入札結果は、入札回数〇回で最高入札価格、（株）〇〇の〇〇円、最低入札価格、（株）〇〇の〇〇円である。これにより、予定価格（最低制限価格）等から判断し、（株）〇〇と契約を行いたい。

また、契約金額、工期等については、・・・のとおりとしたい。

入札等の公表は、・・・としたい。

なお、入札結果については、立会人全員の署名を添付の上、総合振興局（振興局）に報告する。

以上のことについて審議願います。

〇以下、質問、意見、答弁等についての審議経過が明確となるよう議事録に明記すること。

議長： 事務局から提案のあった〇〇〇（項目ごと）について賛否をうかがう。理事総数〇名のうち賛成者〇名、反対者（〇〇理事、〇〇理事）の〇名、よって、定款第〇条に定める2分の1以上の賛成であり、事務局提案のとおり（一部修正）決定する。

〇各項目ごとに議決を行うこと。

契約に当たっては、契約担当者である〇〇氏に一任する。

- (※ 1 随意契約を締結した際にも理事会に報告すること。
2 総合評価方式を採用した場合は、評価値の最も高い者と契約することを報告する。
また、公表については、評価値及びその内訳についても公表すること。)

取扱注意

起 工 決 定 書

決 裁 欄						
工 事 名				契約担当者職・氏名 印		
工 事 場 所				起案年月日	平成	年 月 日
				決定年月日	平成	年 月 日
予 定 工 期						
契約の方法	1 一般競争入札		2 指名競争入札		3 随意契約	
契約方法 の 根 拠						
理事会の議決 年月日等	整備計画に対する承認		資金計画に対する承認		契約方法等に対する承認	
	平成 年 月 日		平成 年 月 日 予算額 千円		平成 年 月 日	
前 金 払	有 ・ 無		部 分 払	有 (回) ・ 無		
入札 (見積合せ) 執 行 日 時	平成 年 月 日 時 分		入札 (見積合せ) 執 行 場 所			
立 会 人						
添 付 書 類						
上記のとおり、〇〇〇〇工事に係る競争入札を執行する (見積書を徴取する)。						
摘 要						

注1 この決定書には当該設計図書等、契約書案 (契約条項案)、指名 (参加) 業者選考調書及び公告文案又は業者への通知文案を添付すること。

2 一般競争入札による場合は、「摘要」欄に公告の方法、公告する新聞紙名又は掲示の場所及び公告年月日を記入すること。

また、総合評価方式を採用した場合は、その旨「摘要」欄に記入すること。

取扱注意

指名（参加）業者選考調書

工 事 名						
工 事 場 所						
指名選考委員会開催年月日		平成 年 月 日	理事会承認年月日		平成 年 月 日	
指 名 （ 参 加 ） 業 者						
[指名（参加）する者に必要な資格等]						
北 海 道 建設等級	許可 番号	住 所	業 者 名	入 札 保証金	契 約 保証金	選 考 理 由
				要・免除	要・免除	
				要・免除	要・免除	
				要・免除	要・免除	
				要・免除	要・免除	
				要・免除	要・免除	
				要・免除	要・免除	
				要・免除	要・免除	
				要・免除	要・免除	
				要・免除	要・免除	
作成者（契約担当者）				印	平成 年 月 日	
確認者（理事長）				印	平成 年 月 日	

- 注1 随意契約の場合は、指名選考の場合に準じて作成し、起工決定書に添付すること。
- 2 入札保証金及び契約保証金を免除する場合はその根拠を適宜、別紙により作成し添付すること。

(記号) 第 号
平成 年 月 日

(指名業者名) 様

(支出負担行為担当者) 印

指名競争入札の執行について

このことについて、あなたを入札参加者として指名したので、次の事項を承知の上、競争入札に参加してください。

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 工期

2 契約条項を示す場所

3 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 平成 年 月 日 時 分
- (2) 場 所

4 入札保証金

入札参加者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上を納付してください。

免除します。

5 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の108分100に相当する金額を入札書に記載してください。

6 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出てください。ただし、落札者が共同企業体

の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出してください。

7 現場説明の日時及び場所

(1) 日 時 平成 年 月 日 時 分から

(2) 場 所

8 郵便又は電報による入札

(1) 郵便による入札 認めます。 認めません。

(2) 電報による入札は認めません。

9 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行ってください。

10 その他

(1) 前 金 払

ア 前 金 払 契約金額の4割に相当する額以内を前金払します。

イ 中間前金払 契約金額の2割に相当する額以内を前金払します。

ただし、a及びbの条件を備えた場合に請求できます。

a 工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。

b 工事に要した経費が請負代金の2分の1以上に相当すること。

前金払はしません。

(2) 部 分 払

回行います。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係るでき形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しません。

なお、(1)のイと(2)については、契約時にいずれかを選択の上、契約書を締結します。

部分払はしません。

(3) 契 約 保 証 金

契約金額の100分の10に相当する額以上を納付してください。 免除します。

(4) 最低制限価格

設定しています。 設定していません。

(5) 入札執行の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人となった場合は、入札

執行を取りやめます。

(6) 入札執行の公開

この入札は、公開します。

(7) 債権譲渡の取扱い

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資制度を利用する場合において、契約者が工事請負代金の支払請求権について債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしていますので、留意してください。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により御依頼ください。

(8) そ の 他

別紙建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知してください。

注1 入札保証金の納付を免除する場合にあっては、5の事項中「消費税等」を「消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）」に改めて使用すること。

2 現場説明を行わない場合にあっては、7の事項を削除すること。

3 分別解体等の実施が義務付けられない工事の場合にあっては、9の事項を削除すること。

4 特定調達契約の場合にあっては、10の(5)の事項を削除すること。

5 入札の執行を公開しない場合にあっては、10の(6)の事項を削除すること。

6 不要の文字を抹消するなど、適宜修正の上使用すること。

※ 法人においては、この様式を参考とし、必要な事項を等を盛り込んで作成してください。

建設工事競争入札心得

(総則)

第1条 北海道が発注する工事請負の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、入札執行前に見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険証券を提供したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「 工事入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるもので提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

（入札書の書換え等の禁止）

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効入札）

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

(4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札

(5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

(6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札

(7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

(8) 郵便による入札で所定の日時までには到着しなかったもの

(9) 無権代理人がした入札

(10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）

(11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

（再度入札）

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行いますが、再度入札の執行回数は原則として、1回とします。また、再度入札によっても、落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

（落札者の決定）

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ

ます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するとは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込をした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納入に代えて提供した担保は、道に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第15条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

- (1) 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。
- (2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

2 前項第1号の履行保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項第2号の公共工事履行保証証券は、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されるこ

とを証するものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

5 契約保証金に代える担保として銀行、知事の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。
(入札保証金等の充当)

第16条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第17条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び工事費内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第18条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第19条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第20条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

※ 法人においては、この様式を参考とし、必要な事項を等を盛り込んで作成してください。

(記号) 第 号
平成 年 月 日

(業者名) 様

(支出負担行為担当者) 印

見積書の提出について

次に掲げる建設工事について、次の事項を承知の上、見積書を提出してください。

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工 期
- 4 契約条項を示す場所
- 5 見積書提出期限及び場所
(1) 期 限 平成 年 月 日
(2) 場 所

6 見積書記載金額

見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）相当額を含めた額としてください。

なお、課税事業者にあつては見積書に消費税等の額を区分して記載し、免税事業者にあつては見積書に「消費税及び地方消費税相当額を含む。」、「消費税及び地方消費税相当額込み」等の文書を記載してください。

7 消費税等課税事業者等の申出

契約の相手方となった者は、決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出てください。ただし、契約の相手方が共同企業体の場合であつて、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出してください。

なお、契約書又は請書を作成しないものにあつては、消費税等課税事業者等の申出又は共同企業体消費税等免税事業者申出書の提出は必要ありません。

8 現場説明の日時及び場所

- (1) 日 時 平成 年 月 日 時 分から
- (2) 場 所

9 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第

104号) 第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、見積書を提出してください。

10 その他

- (1) 前 金 払 契約金額の4割に相当する額以内を前金払します。
前金払はしません。
- (2) 部 分 払 回行います。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係るでき形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しません。
部分払はしません。
- (3) 契 約 保 証 金 契約金額の100分の10に相当する額以上を納付してください。 免除します。
- (4) 債 権 譲 渡 の 取 扱 い この契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)が中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」(平成11年1月28日付け建設省経振発第8号)による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号)による地域建設業経営強化融資制度を利用する場合において、契約者が工事請負代金の支払請求権について債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしていますので、留意してください。
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により御依頼ください。
- (5) そ の 他 別紙建設工事見積心得その他関係法令の規定を承知してください。

注 1 見積書を同一期日に同一場所において提出される場合にあつては、5の事項を次のように改めて使用すること。

「5 見積合わせ執行の日時及び場所

(1) 日 時 平成 年 月 日 時 分

(2) 場 所 』

2 見積合わせを指名競争入札の取扱いに準じて行う場合にあつては、6の事項を次のように改めて使用すること。

「6 見積書記載金額

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積合わせの参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額108分の100に相当する金額を見積書に記載してください。」

3 現場説明を行わない場合にあつては、8の事項を削除すること。

4 分別解体等の実施が義務付けられない工事の場合にあつては、9の事項を削除すること。

5 不要の文字を抹消するなど、適宜修正の上使用すること。

※ 法人においては、この様式を参考とし、必要な事項を等を盛り込んで作成してください。

入札執行傍聴要領

1 目 的

この要領は、社会福祉法人〇〇が行う入札執行における傍聴に係る必要事項を定め、入札執行の公開を円滑に行うことを目的とします。

2 傍聴の手続

- (1) 入札の傍聴を希望される方は、入札の開始予定時刻の 30 分から 15 分前までに受付で、氏名、住所及び電話番号を入札執行傍聴受付簿に記入し、傍聴整理券を受領してください。
なお、傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- (2) 入札会場に入札する際には、傍聴整理券を担当者に提示し、確認を得た上で、指示に従って会場へ入室してください。
- (3) 入札会場において、写真撮影、録画、録音などを行う場合は、事前に担当者まで申し出てください。

3 傍聴するに当たって守るべき事項

- (1) 入札執行中は静粛に傍聴することとし、発言、拍手などは行わないでください。
- (2) 入札執行中の入札会場への入室は、原則として認められません。
なお、入札執行中に退室される場合は、担当者へ傍聴整理券を返還し、静かに退室してください。
- (3) 入札会場において、飲食などはできません。
- (4) 入札会場において、写真撮影、録画、録音などを行う場合は、指示された事項を守ってください。
- (5) その他、入札執行の秩序を乱したり、入札執行を妨害するようなことはしないでください。

4 入札執行の秩序の維持

- (1) 3 のほか、傍聴される方は、入札執行者及び担当者の指示に従ってください。
なお、傍聴の仕方について、お分かりにならないことがあれば、担当者にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方が、以上のことをお守りいただけない場合は、注意を行い、なおこれに従わないときは、退室していただく場合があります。
- (3) (2) に該当された方については、今後行われる入札の傍聴をお断りする場合があります。

契約締結決定書

決裁欄					
工事名		決裁権者			
工事場所		起案者			
工 期	着工 平成 年 月 日		起案年月日	平成 年 月 日	
			決定年月日	平成 年 月 日	
	完成 平成 年 月 日		通知年月日	平成 年 月 日	
支 出 科 目	平成 年度	請 負 人			
	会 計	住 所 氏 名			
	大区分	工 事 完 成			
	中区分	保 証 人			
小区分	住 所 氏 名				
契約金額		円	契約保証金額		円
別紙契約書案により契約を締結するとともに、請負人に通知する。					

入札 (見積合せ)				立 会 人			
執行日時		平成 年 月 日 時 分					
入札 (見積合せ)							
執行者							
入札 (見積合せ)							
執行場所							
入 札 (見 積 合 せ) の 結 果							
業 者 名	第1回		第2回		第3回		摘 要
	金 額	順位	金 額	順位	金 額	順位	
	円		円		円		
				記録者職氏名		印	
消費税及び地方消費税抜き価格相当額で競争させた場合は、上記金額に100分の8に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。							

- 注 1 この様式は、入札執行の際、入札執行者において作成（下欄のみ）し、契約担当者に提出すること。
- 2 この決定書には、契約書案を添付すること。
- 3 総合評価方式を採用した場合は、評価値を記載する欄を適宜設けて記載すること（別紙（任意様式）でも可）。

設計変更決定書

決裁欄				
工事名		決裁権者		
工事場所		起案者		
請負人		起案年月日	平成 年 月 日	
住所氏名		決定年月日	平成 年 月 日	
		通知年月日	平成 年 月 日	
支出科目	平成 年度	経理現況	予算額	円
	会計		予算執行額	円
	大区分		差引残額	円
	中区分		今回支出額	円
	小区分		保証契約番号	北建保証 第 号
区分	現	設計変更後	設計変更による増減	
設計金額	円	円	円	
請負代金額	円	円	円	
工期	着工 平成 年 月 日 完成 平成 年 月 日	完成 平成 年 月 日	(延長) 日 (短縮)	
変更の理由				
上記建設工事を設計変更し、請負人に通知する。				
備考				
「新請負代金額」は「新設計金額× $\frac{\text{現請負代金額}}{\text{現設計金額}}$ 」により算出した額を基準とする。				

工期変更決定書

決裁欄			
工事名		決裁権者	
工事場所		起案者	
請負人 住所氏名		起案年月日	平成 年 月 日
		決定年月日	平成 年 月 日
		通知年月日	平成 年 月 日
		保証契約番号	北建保証 第 号
現工期	着工 平成 年 月 日	変更後の工期	完成 平成 年 月 日
	完成 平成 年 月 日		
月 日現在の の工程状況			
変更理由			
上記建設工事を工期を変更し、請負人に通知する。			
備考			

「 工 事 経 歴 書 」 閲 覧 結 果 報 告 書

閲覧依頼総合振興局(振興局)		閲覧実施総合振興局(振興局)	
----------------	--	----------------	--

業 者 名	注文者 (法人名)	元請・下請の別	工 事 名	請負代金の額	着 工 年 月	
					完成又は完成予定年月	
				千円	平 成	年 月
				千円	平 成	年 月
				千円	平 成	年 月
				千円	平 成	年 月
				千円	平 成	年 月
				千円	平 成	年 月
				千円	平 成	年 月
				千円	平 成	年 月
				千円	平 成	年 月
				千円	平 成	年 月
				千円	平 成	年 月
				千円	平 成	年 月
				千円	平 成	年 月

- 注 1 本報告書は、閲覧依頼総合振興局(振興局) (以下「依頼総合振興局(振興局)」という。) が、請負代金の額を除き記入の上、閲覧実施総合振興局(振興局) (以下「実施総合振興局(振興局)」という。) に、工事経歴書の閲覧を依頼し、実施総合振興局(振興局)は、請負代金の額を記入の上、依頼総合振興局(振興局)に報告すること。なお、工事経歴書と依頼総合振興局(振興局)が記入した内容に相違があれば、依頼総合振興局(振興局)に確認すること。
- 2 本報告書は、建設工事の種類ごとに作成すること。
- 3 閲覧依頼は、毎年1回、8月に行うこととする。
- 4 依頼総合振興局(振興局)は、各建設業者の決算時に工事が終了しており、かつ、当該決算が3月までの建設業者に係る建設工事について、同年8月に閲覧を依頼すること。(たとえば、12月決算の建設業者が、平成19年2月に工事を完成した場合において、当該工事が工事経歴書に掲載されるのは、平成19年12月の決算時となり、閲覧が可能となるのは、平成20年5月以降のため、閲覧依頼は、平成20年8月となる。)